

ハラスメント 相談室だより

第33号
令和4年3月

やわらかな太陽の日差しが嬉しい
季節となりました。

ハラスメント相談室だより第33号
をお届けします。

コラム 相談員からちょっとひとこと

昨今、ソーシャルメディア上での差別発言や誹謗中傷、いわゆるソーシャルメディア・ハラスメントが、社会問題として取り上げられるようになってきました。外国ルーツの人やLGBTQの人に対する暴言、女性に対する性的な嫌がらせ、福祉を利用する人に対する蔑視などが、SNSやTwitter上で数多く見受けられます。通常の人間関係の中ではとても口にできないようなのしりやさげすみの言葉の使用も、なぜかソーシャルメディアを介すると、そのハードルが下がるようです。

なぜなのでしょう。一つには、匿名性があります。匿名と言っても結局はIPアドレスからわかってしまう場合も多いのですが、ハンドルネームを使うことで、ばれないと思うのかもしれません。また、ソーシャルメディアは、同じような考えの人が集いやすく、「自分だけじゃない」という集団心理の影響もあるかもしれません。逆に、もっともっと人に注目されたい、ほかの人とは違う自分、人がびっくりし恐れるような自分を見せつけたいという自己顕示欲も働くのかもしれません。いずれにしても、ごく一般の人が、「死ね」や「殺す」などの言葉を軽々と使ってしまったら、他者の属性に対する罵詈雑言を浴びせかけたりしてしまうのです。そして、そのことによって、言われた相手を深く傷つけるのみならず、恐怖と不安で日常生活さえ送りにくくさせてしまうのです。また、その発言が、場合によっては世界中に発信され拡散され、被害を広めてしまう可能性があるということも、ソーシャルメディア・ハラスメントの大きな問題です。そんな被害の大きさに比べて、加害者の加害意識が、他の問題行動よりも小さいのも、この問題の特徴の一つと言えるかもしれません。

続きは裏面

残念ながら本学においても、ソーシャルメディアに関するトラブルが起っています。本学では、「ソーシャルメディア私的利用ガイドライン」というものが定められています。法令順守や基本的人権の尊重、守秘義務、情報発信の仕方等の情報提供とともに、本学の構成員であることを明らかにしての発信では、本学の見解ではないことを明示する必要があることや、本学や本学の構成員に対する信頼を損ねることがないよう注意することなどが明記されています。

ソーシャルメディアの特質を理解し、そして、なによりも、他者の人権を尊重する言動を、どんな場合でも心掛けたいものです。

ハラスメント相談室 開室スケジュール

キャンパス	相談室	月	火	水	木	金
豊中	ハラスメント相談室 1 <文理融合型研究棟7F 704号室> TEL 06-6850-5029	11:00-14:00	10:00-13:00	12:00-15:00		10:00-13:00
吹田	ハラスメント相談室 1 <看護師宿舎 1号棟3F 1311号室> TEL 06-6879-6981	10:00-13:00		9:30-12:30		11:00-14:00
				15:30-18:30	15:30-18:30	15:00-18:00
	ハラスメント相談室 2 <看護師宿舎 1号棟3F 1312号室> TEL 06-6879-6982 ※男性相談員（ハワラ・アカラ担当）		9:30-13:00		9:30-12:30	
		13:30-16:30	14:00-16:15			
箕面	ハラスメント相談室 <外国学研究講義棟 1F> TEL 072-730-5112			14:15-17:15		

- 専門相談員が電話あるいは対面で相談をお受けします(事前予約要)
- 秘密は厳守します。匿名での電話相談にも対応します
- 豊中・箕面の全相談室、及び吹田の相談室1はハラスメント全般について対応可能です(女性相談員)
- 各相談室の所在地、英語で相談可能な相談室・開室時間帯等、詳細は大阪大学HPをご覧ください

<大阪大学HP「ハラスメントの防止等」ページ>

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/prevention_sh

